

高齢者の補聴器の購入費の一部を助成 します

※高齢者の社会参加を促進し、認知症やうつ病等の発症リスクを低減させることを目的に、中等度難聴の高齢者の方へ補聴器の購入費の一部を助成します。

対象者

【申請時に守山市内にお住いの65歳以上の方で、下記（1）から（3）のすべてに該当する人】

- （1）両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満である人
- （2）耳鼻咽喉科を標ぼうする医師に補聴器の必要性が認められた人
- （3）聴力の低下が、聴覚障害の身体障害者手帳の交付の対象とならない程度である人
- （4）この事業による助成を受けたことがない人
- （5）認定補聴器専門店で補聴器を購入する人

※交付決定時と補聴器使用一定期間経過後にアンケートに回答をお願いします。

助成金額

【補聴器購入費の2分の1の額、1人1回限り】

上限 住民税非課税世帯：40,000円、 住民税課税世帯：20,000円

※補聴器本体の購入について行うものとし、調整等の費用や付属品単体での購入は助成の対象となりません。

※両耳分を購入される場合でも、助成額は変わりません。

※申請に必要な受診料や文書作成料等は自己負担となります。



申請書類の入手方法

- ・守山市長寿政策課窓口へ設置
- ・市内医療機関（耳鼻咽喉科）へ設置
- ・守山市ホームページへ添付



申請方法

事前申請

です

（購入後に申請することはできません）
詳細は裏面をご覧ください。